

亀山市告示第148号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月5日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

加太市場自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 目的

変更前 次に掲げるような地域的な自主活動を行なう事により、良好な地域社会の維持及び形成に資すること

1. 生活環境・地域社会の改善及び維持管理
2. 回覧版の回付等、市場地区内の住民相互の連絡
3. 美化・清掃等市場地区内の環境の整備
4. 保有資産及び子供の遊び場の維持管理
5. 自主防災隊の結成・運営
6. 文化財「カンコ踊り」の継承

変更後 次に掲げるような地域的な自主活動を行なう事により、良好な地域社会の維持及び形成に資すること

1. 生活環境・地域社会の改善及び維持管理
2. 回覧版の回付等、市場地区内の住民相互の連絡
3. 美化・清掃等市場地区内の環境の整備
4. 保有資産及び子供の遊び場の維持管理
5. 自主防災隊の結成・運営
6. 文化財「かんこ踊り」の継承

(2) 区域

変更前 亀山市加太市場83番地、1116番地から1205番地まで、1206番地から1565番地まで、1566番地から1616番地まで、1617

番地から3186番地まで、3190番地から3328番地まで、3329番地から3357番地まで、3358番地から3376番地まで、亀山市加太梶ヶ坂3629番地3、3726番地1から3726番地2

変更後 亀山市加太市場83番地、1116番地から1205番地まで、1206番地から1565番地まで、1566番地から1616番地まで、1617番地から3186番地まで、3189番地から3328番地まで、3329番地から3357番地まで、3358番地から3376番地まで、亀山市加太梶ヶ坂3629番地3、3726番地2

3 変更の年月日

令和3年6月14日

4 変更の理由

- (1) 目的表記の訂正
- (2) 区域の見直し